

## 津幡町営バス有料広告掲載取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、津幡町有料広告掲載要綱（平成24年津幡町告示第3号）の規定に基づき、町が所有する路線バス（以下「町営バス」という。）に関連する広告媒体（以下「町営バス広告媒体」という。）に掲載する有料広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (広告掲載の範囲)

第2条 町営バス広告媒体に広告を掲載できる範囲等は、津幡町有料広告掲載要綱及び津幡町有料広告掲載基準（平成24年津幡町訓令第2号）の規定を適用する。

### (広告の掲載順位)

第3条 広告を掲載する順位は、広告掲載の決定を受けた順位とする。

### (広告の種類等)

第4条 広告の種類、掲載位置、規格、掲載期間及び掲載料は、別表のとおりとする。

### (広告の掲載募集)

第5条 広告掲載の募集は、広報つばた及び町ホームページ等により行うものとする。

2 募集は、広告枠に空きが生じたときに行うものとする。

### (広告掲載の申込み)

第6条 広告の掲載を希望する者（以下「広告主」という。）は、掲載を希望する月の前月の10日までに、津幡町営バス有料広告掲載申込書（様式第1号）に次に掲げる図書を添えて、町長に提出するものとする。

#### (1) 広告原稿

#### (2) 資格免許証、諸証明書、その他広告主を確認できる書類

2 前項第1号の広告原稿の作成費用は広告主の負担とする。

### (広告掲載の決定)

第7条 町長は、前条に規定する申込書の提出を受けたときは、津幡町有料広告掲載要綱及び津幡町有料広告掲載基準の規定に基づき審査を行い、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 広告掲載の可否について疑義が生じた場合は、津幡町有料広告掲載要綱第9条の規定に基づき、広告審査委員会を開催するものとする。

3 町長は、広告掲載の可否について決定を行ったときは、その結果及び条件等について津幡町営バス有料広告掲載決定通知書（様式第2号）又は津幡町営バス有料広告非掲載決定通知書（様式第3号）により、その旨を広告主に通知するものとする。

### (広告掲載料の納入)

第8条 広告主は、町長の指定する期日までに、第4条に定める広告の掲載料を前納するものとする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

### (広告の取り付け等)

第9条 広告の掲載開始に伴う町営バスへの取り付け及び掲載期間終了による取り外しは、町が行うものとする。

(広告掲出物の維持管理)

第10条 町は広告掲出物の美観を保持するため、広告掲載期間内に掲出物が劣化等により破損等が発生した場合には、広告主に対し同一の広告掲出物を求めることができ、広告主は正当な理由がない限りこの求めに応じなければならない。

2 町は前項の規定により、広告主から広告掲載物の提出があった場合には、遅滞なく取り替えるものとする。

3 町は、広告掲出物の破損、汚損、滅失、盗難等により生じた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(広告主の提出義務)

第11条 広告主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに津幡町営バス有料広告掲載内容変更届(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(1) 広告の掲載を取り下げる場合

(2) 広告を差し替える場合

(3) 前2号に規定するもののほか、津幡町営バス有料広告掲載申込書の記載内容に変更が生じた場合(広告掲載料の返還)

第12条 広告の掲載料は還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載ができなくなった場合は、その全額又は一部を返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

3 町は、車両の故障や点検等により一定期間広告を掲出できない場合であっても、広告掲載料は返還しないものとする。

4 町は、広告が掲載できなかったことにより生じるいかなる損害についても、広告掲載料の返還以外の責めを負わないものとする。

5 本条の規定による広告掲載料の返還を受けようとする者は、津幡町営バス有料広告掲載料返還請求書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(疑義等の決定)

第13条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、町と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか広告掲載に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則(平成24年10月22日津幡町告示第93号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月11日津幡町告示第26号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

## 別表

広告の種類	掲載位置	規格	掲載期間	掲載料
車内広告	町営バス車内の町が指定する区画	日本工業規格B3版 (縦364mm×横514mm)	各月の1日から 末日までの1月 を単位とし、1 2月以内とす る。ただし、更 新は妨げない。	1 広告当たり月額4,000円
関連印刷物	バス時刻表等の印刷物のうち町が指定する区画	広告募集の都度、定めるものとする。	同一印刷物で1 回の掲載	広告募集の都度、定めるものとする。

## 備考

- 1 掲載料には、別途消費税及び地方消費税を加算するものとする。
- 2 車内広告は、1件につき運行する全バス車両に同一広告を掲載するものとする。